

2025年度 学校法人西南学院 「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード（第2.1版）」に関する取組状況 点検結果		
基本原則1「1. 自律性の確保」 会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。		遵守
◎遵守原則1-1【第2.1版】 会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。		遵守
○重点事項1-1【第2.1版】 会員法人は、事業に関する中長期的な計画又は事業計画等（以下「中期計画等」という）の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。		遵守
●実施項目1-1		遵守状況(全体)
A1	中期計画等の策定にあたり、中期計画等に関係する機関又は部署、執行管理者等の実行主体、原則として5年以上の計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。	中長期計画の策定は、大学総合計画委員会や部長会議の審議を経て、法人全体の計画を所管する西南学院将来計画委員会及び常任理事会での審議の後、評議員会に諮問した上で、理事会において審議・承認することとしている。現行の計画である中長期計画（2016-2025）は、10年（前期5年、後期5年）の計画としている。後期中期計画（2021-2025）の策定にあたっては、大学を含む各学校・園・保育所の役職者及び部署へヒアリングを行い、意見を反映するプロセスをあらかじめ定め、実行している。また、中長期計画の単年度ごとの実施にあたっては、毎年度、事業計画書を作成し、評議員会に諮問（意見聴取）した上で、理事会が決定することとしている。
A2	中期計画等の策定に際し、法令に従って認証評価の結果を踏まえるとともに、直前の中期計画等に加え、学部等の中期計画があれば、それらの関連性を明らかにする。	後期中期計画（2021-2025）の策定においては、前期中期計画（2016-2020）に加えて、2017年度に受審した第2期認証評価の結果も反映している。第2期認証評価で指摘された大学院の収容定員に対する在籍学生比率の改善という課題に対し、後期中期計画（2021-2025）では、大学院教育に関する検討を注力事項として定め、学内進学者確保に向けたアクションプランを策定している。学部等ごとの中期計画は策定していない。
A3	中期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。	中長期計画（2016-2025）では、「人間育成」「教育研究」「国際感覚」「地域貢献」「経営基盤」の5つのビジョンを策定しており、教学、人事、施設及び財務に関する事項を盛り込んでいる。
A4	中期計画等に政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込み、実施スケジュールを含む具体的なアクションプランを明確にする。	中長期計画（2016-2025）には、政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針は盛り込んでいない。
A5	中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。	本学では1967年から財政計画を策定しており、第15次財政計画においては中期計画と連動させて財政計画を策定した。
A6	中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行い、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。	中長期計画（2016-2025）は、毎年度の事業計画に落とし込んで実行することとしている。後期中期計画（2021-2025）においては、アクションプラン毎にKGIやKPIを設定し、データ等に基づいた進捗管理を行っている。後期中期計画（2021-2025）の策定時には、オンライン説明会やパンフレットの配布を行い、構成員の理解深化を図った。また、計画の進捗状況については、毎年の事業計画や事業報告を関係会議体で報告するなどして構成員へ周知している。
A7	外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、理事会はすみやかに評議員会に諮問し、修正を行えるようにする。	後期中期計画（2021-2025）は、単年度事業計画と事業報告で進捗を管理しているが、中長期計画の変更が必要となった場合の修正手順等は、中長期計画実施要領に記載しており、外部環境の変化等を踏まえた柔軟な修正を行える体制としている。理事会は、計画の変更をすみやかに評議員会に諮問したうえで事業計画を策定することとしている。
A8	中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公開する。	毎年度、事業計画をホームページに公開している。また、事業活動の結果である事業報告もホームページに公開している。加えて、2021年度の事業報告書からは、当年度の各アクションプランの進捗状況を掲載している。
A9	中期計画等の内容について、その適法性及び倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても評価し、十分な説明及び十分な資料に基づき、教職員、評議員会等の意見を聴取したうえで最終決定を行う。	後期中期計画（2021-2025）の策定にあたっては、関係者へのヒアリング等を行い、前期中期計画（2016-2020）の目標達成状況と課題を踏まえて原案を検討しており、適法性及び倫理性、リスクを考慮したものとなっている。また、後期中期計画（2021-2025）は、大学総合計画委員会や部長会議の審議・承認を経て、法人全体の計画を所管する西南学院将来計画委員会が審議・承認している。さらに、中長期計画の最終決定は、常任理事会での審議の後、「学校法人西南学院寄附行為」及び「学校法人西南学院理事会、常任理事会及び評議員会の決裁区分に関する規程」により評議員会に諮問した上で、理事会において審議・承認しており、複数の会議体での十分な説明と意見聴取を経て策定している。
◎遵守原則1-2【第2.1版】 会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。		遵守
○重点事項1-2-1【第2.1版】 会員法人は、自主性・独立性を確保するために、執行と監視・監督の役割を明確化し、それぞれが有効に機能するようにする。		遵守
●実施項目1-2-1		遵守状況(全体)
A1	理事長、代表業務執行理事、業務執行理事（以下、「理事長等」という）の業務執行範囲を明確にする。	理事長等の責任及び権限については、各種規程において個別に定めている。
A2	政策を策定、管理する者が理事でない場合、当該役割を担う役職の任命、解任に至る過程を明確化する。	本学では、政策を策定、管理する役割は、理事が担っている。
A3	理事会及び評議員会等の議決事項を明確化する。	理事会及び常任理事会、評議員会等の議決事項は、「学校法人西南学院寄附行為」及び「学校法人西南学院理事会及び常任理事会の決裁区分に関する規程」に定めている。
A4	理事会から理事長又は理事へ委任する事項を明確化する。	「学校法人西南学院寄附行為」に定めている。
A5	理事長等の解任手続き及び役付理事が理事としての担当業務を変更する手続きを明確化する。	理事長等の解任手続きについては「学校法人西南学院寄附行為」に定めている。
A6	規程化する等の方法により、政策を策定、管理する責任者（理事長、理事その他の部門長等）の権限と責任を明確化する。	理事長等の責任及び権限については、各種規程において個別に定めている。
A7	法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者及び教職員に周知徹底し、法令等の遵守の実効性を確保する。	内部統制システム整備の基本方針について、学内周知のうえ、大学ホームページで公開している。
B1	教学組織と法人組織の役割・権限を明確化し、構成員に周知する。	教学組織の役割・権限・責任については、大学学則、大学院学則及び大学規程に定めている。法人組織及び事務局組織については、「学校法人西南学院寄附行為」、「西南学院本部規程」に定めているほか、大学及び法人の管理運営の方針において、教学組織と法人組織の役割を明確化している。また、教学組織の役割や権限、責任の明確化のため、2023年度に管理運営の方針を改定
○重点事項1-2-2【第2.1版】 会員法人は、自主性・独立性を確保するために、建設的な協働と相互けん制が有効に機能する体制を確立する。		遵守
●実施項目1-2-2		遵守状況(全体)
A1	理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、法令で定められた事項を遵守したうえで、定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有効な相互けん制が働くような仕組みを構築する。	理事の選任については評議員会への諮問が必須、監事の選任については理事長から評議員会決議へ変更するなど、法令を遵守したうえで、相互けん制が働くような仕組みを構築している。「学校法人西南学院寄附行為」において、理事会及び監事、評議員会の定数、構成等が定められており、多様な背景を持つ構成員を選任できるよう工夫されている。
B1	理事及び評議員の双方が出席する合同懇談会等を開催するなどして、積極的に意見交換し、両機関が建設的に協力して法人運営を行う仕組みを構築する。	3月の定期理事会・評議員会の開催日に、理事及び評議員の双方が出席する懇談会を開催予定である。
B2	理事、理事会及び監事が建設的な協働と相互けん制を行えるよう、理事長や特定のステークホルダーから独立して理事、監事及び評議員が意見を述べられるか、監視に必要な正しい情報を適時・適切に得られるようになっているか、理事長及び内部監査室又はこれに相当する業務を担当する部署等（以下、内部監査室等）との間で適時・適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているかを定期的に点検する。	法令どおり、理事長や特定のステークホルダーから独立して理事、監事及び評議員が意見を述べることができる。また、監事は内部監査室との連携により、監査に必要な正しい情報を適時・適切に得ている。内部監査室は定期的に理事長に監査報告を行い、意思疎通を図っている。監事による指摘事項については、監事監査において適時、理事長及び事務局長にヒアリングのうえ確認している。
基本原則「2. 公共性の確保」【第2.1版】 会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。		遵守
◎遵守原則2-1【第2.1版】 会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。		遵守
○重点事項2-1【第2.1版】 会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させ		遵守
●実施項目2-1		遵守状況(全体)
A1	会員法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、法人、大学、学部・学科及び研究科等の毎会計年度ごとの事業計画、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。	事業計画は、建学の精神及び西南学院の使命、ビジョンを踏まえて策定した中長期計画に基づき、毎年度策定している。後期中期計画（2021-2025）には、大学を含む各学校・園・保育所の具体的な計画（アクションプラン）を定めており、毎年度の事業でアクションプランを実行することとしている。各アクションプランには到達目標も明確に定めている。

A2	達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。	後期中期計画（2021-2025）における達成目標や具体的な行動指針は、パンフレットへの掲載や、毎年の事業計画及び事業報告をホームページに掲載することによって教職員、学生及び社会へ共有している。
A3	会員法人の中期計画等、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、著しく非効率的とならないよう、経営資源の効率的な配分に係る基本方針を明確にする。	後期中期計画（2021-2025）と財政計画は、期間を連動させ策定しているおり、予算編成に際して、支出項目の点検・見直しを行い、経費の節約に努めて財政の改善を図り、かつ、教育・研究条件の維持向上との調和を図ることを基本方針としている。
A4	「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。	「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」とカリキュラムとの整合性のチェック等については、学修に関するアンケートや基幹調査等によって把握している。加えて、アセスメント・ポリシーに基づく教学事項に関する内部質保証サイクルによって、各種アセスメント実施、アセスメント結果を多角的に用いた学修成果の把握、それらの分析・検証、教育活動の改善への活用の実現を進めている。これらの活動を通じ、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの実質化を図っている。また、教学マネジメント委員会にて審議・決定された事項のうち、「各種オーガナイザーの点検と見直し」や「教育課程の点検及び見直し」など、必要性に応じて教務部会議で取り扱っている。大学院においても、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」を策定し、カリキュラムとの整合性を定期的に確認している。シラバスの点検や問題等があった際に大学院委員会、各研究科委員会での審議を通じて、各方針が教育課程に反映されているかを検証し、必要に応じて改善を行うことで方針の実質化を図っている。
A5	「入学受入れ方針」と入学受入れととの整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。	2021年11月に全学的な「アドミッション・ポリシー作成指針」を策定し、それに沿って各学部でアドミッション・ポリシーを検討・作成・承認した。IR推進室の協力を得て、アドミッションポリシーを踏まえた入学受入れの適切性を毎年検証しており、各学部代表者、大学事務長、入試センター構成員からなる入試センター点検評価委員会で各学部へ情報提供することで、アドミッション・ポリシーの実質化を図っている。なお、アドミッション・ポリシーの記述内容について、入学前の学習歴や学力水準等の記述が一部抽象的なものがあるが、多様な入試種別が存在するため、現状ではやむを得ないと判断している。教学マネジメント委員会においては、アドミッション・ポリシーの改正手続きに際し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性の確認を行うことにより、アドミッション・ポリシーの実質化に寄与している。大学院においても、「入学受入れ方針」を公表し、入学受入れにおいて同方針との整合性を確認している。選抜方法や評価基準が方針に適合しているかを入試実施前後に点検し、問題等があった場合は、大学院委員会、各研究科委員会で審議することで方針の実質化を図っている。
B1	内部質保証システムを構築し、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、外部評価者の点検・評価を受けるなどの方法によって、継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、必要に応じて外部評価者や学生からの意見聴取を行い、絶えず改善・向上に取り組むようにする。	本学では、内部質保証の方針を定め、全学点検評価委員会を中心とした内部質保証推進体制を構築しており、教育及び研究等の内容について自己点検・評価を行い、その結果を公表する事で質の保証と向上を図っている。また、本学は、公益財団法人大学基準協会による認証評価を7年毎に受審している。加えて、「東北学院大学との相互評価」や、内部質保証システムの一環として、3つのポリシーを踏まえた全学的な点検・評価への活用を前提に、学外の参画を得た「西南学院大学教育に関する懇談会」を実施しており、外部の視点を教育の改善に活用できる仕組みも備えている。さらに、教学マネジメント委員会の下に各学部の学生及び教員の代表から構成する「学生・教職員FD推進部会」を設置し、教育課程に係る取組の適切性に関する協議を行うなど、教育活動の改善・向上に取り組んでいる。
B2	自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果、FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動並びに学習成果の可視化やアンケート調査等を含むIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。	自己点検・評価や認証評価において把握した改善すべき事項は、内部質保証推進体制の中核を担う全学点検評価委員会が各学部・各研究科・各部署等に改善指示を行い、進捗管理をすることによって、教育活動の改善に繋げている。加えて、教育活動の改善を図るため、アセスメント・ポリシーに基づき、教学事項に関する内部質保証サイクルの構築・実質化を進めている。このサイクルによって、各種アセスメント実施、アセスメント結果を多角的に用いた学修成果の把握、それらの分析・検証、教育活動の改善への活用の実現を進めている。具体的には、基幹調査や卒業生調査、進路先調査、学修に関するアンケート（授業評価アンケート）等の各種調査結果を共有するとともに、アドミッション・ポリシーと入試種別の適切性の検証、教学IR定型レポートの提供による学部における点検・評価活動等を行い、IR推進室がこれらの活動の支援を行っている。当該サイクルにおいて、自己点検・評価や認証評価機関による評価結果により確認された課題を基に、施策の検討・実施を行っている。大学院においては、自己点検・評価結果や認証評価機関による評価結果を踏まえ、FD活動を継続的に実施している。また在学生・修了生アンケートの調査結果の内容を大学院委員会、各研究科委員会において共有することで、教育課程や指導方法の改善に活用している。
B3	リカレント教育の諸施策について、その方針及び計画を明確化する。	本学の「社会連携・社会貢献の方針」に、「地域社会との協働、国際交流都市福岡への貢献、地域に開かれ貢献する空間づくりを目指し、生涯学習の機会提供や産官学連携による地域産業の活性化など、本学の知的資源の地域社会への還元を通じて、教育、研究とならぶ大学の重要な使命として、社会連携・社会貢献の推進に積極的に取り組む。」と定めている。同方針に沿って、生涯学習の機会として、西南コミュニティーカレッジを開講しており、後期中期計画2021-2025においても、「地域貢献」の取組みとして、幅広い年齢層を対象とした生涯学習に関する知的リソースの提供に取り組むこととしている。加えて、具体的なアクションプランとして、公開講座の在り方に関する調査や検証、リカレント(社会人の学び直し)に関する検討及び実施を行うこととしている。リカレント教育の一環として、教務課・大学院では免許・資格取得を目指す卒業生や社会人に対して「科目等履修制度」を設けている。これにより、特定の科目を履修し専門知識を再習得できる機会を提供している。また、指定する出願要件を満たした場合、授業の聴講を認める「聴講生制度」を設けており、「科目等履修制度」とあわせ、大学ホームページにて広く募集要項等を公表し、毎年実施している。
B4	留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針及び受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。	留学生の選抜方法について、受け入れ方針に沿った形で入試を実施しているが、2023年度入試からは出題方針を定め測る能力を明確化するとともに入試の点数に応じて入学後の日本語授業の履修を推奨する取組みを導入した。これらにより選抜方法におけるアカデミックな意義付けがより明確になった。2025年度入試からは、入学後の学びへの接続を考慮し、論理性、思考力を更に測れる小論文試験を導入した。日本人学生とともに学ぶ機会の創出については、学部課程の共通科目及び留学生別科の学則科目として、共通の「Global Liberal Arts」科目群を設置し、学部学生（主に日本人学生）及び留学生別科学生がともに学ぶ機会を提供している。また、留学生別科学生は特殊講義として学部・大学院の科目を履修することができ、留学生及び日本人学生の学び合いを促進している。これらの共修機会を通じて、実践的な語学力の向上に加え、異なる価値観や多様な文化への理解を深め、専門的知見をグローバルに運用する力を育成している。このような学びの場の創出は、本学の教育理念にも合致しており、重要な学修機会として位置づけている。派遣留学生の教育課程編成・実施の方針については、「外国の大学に留学する学生の取り扱いに関する内規」において、留学先大学で履修すべき授業科目数や、留学先大学で修得した単位の換算について定めている。受入留学生の教育環境整備状況については、私費外国人留学生を対象とした授業料減免・奨学金制度を整備し、経済的負担を軽減することで、留学生が学修に専念し、学習意欲を高められる環境を整えている。留学生の修学支援については、国際センターが教務課、学生課等の関係部署と連携して実施しており、学修面・生活面の両面から継続的なサポートを行っている。受入留学生の日本語教育については、「アカデミックな日本語を身に付ける」などの特色を持たせた授業（日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、Ⅳ）を開講しており、大学院においても、留学生向けに「応用日本語研究」という日本語科目を開講している。また、日本語能力試験の受験料補助を実施した。

◎遵守原則 2-2 【第2.1版】

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	<b>遵守</b>
○重点事項 2-2 【第2.1版】 会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	<b>遵守</b>
●実施項目 2-2	遵守状況(全体)
A1 社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。	社会連携・社会貢献の方針を策定している。
A2 社会・地域との連携を支援する体制又は仕組みを整備する。	体制や仕組みを整備しており、充足している。
A3 研究インテグリティを踏まえた研究活動を支援する仕組みを整備する。	研究活動における不正行為や安全保障貿易管理等に係る各種規程及び体制を定め、研究インテグリティを踏まえた研究活動を支援する仕組みを整備している。
B1 地域社会、自治体等の行政機関や企業との対話等を通じて、ステークホルダーとの信頼関係の醸成に努める。	企業や自治体、福岡未来創造プラットフォームなどと連携し、企業、自治体（地域社会への貢献も含む）が抱える課題などの解決策について、学生、教員などと考えるプログラムを実施している。また、被災地支援及び災害支援の観点から各自治体、社会福祉協議会とも協定等を通じた連携体制を整備しており、具体的な活動実績も多数存在する。これらの事業を通じて、企業や自治体、ステークホルダーとの信頼関係の構築を行っている。
B2 公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。	公開講座や地域連携プログラム等を開設しており、充足している。
B3 社会・地域貢献に係る学内の自主的な取組を把握し、全学的な取組として展開する。	様々なボランティア活動が実施されており、ボランティアセンターがその活動を集約・取り纏め、学内外に周知している。また、社会連携課を中心に、社会連携や地域貢献に関する活動を全学的な取組みとして展開するとともに、地域と連携した教員の自主的な取組を把握している。
B4 組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。	ボランティア活動を展開するために、西南学院大学ボランティアセンター規程を整備し、同規程に基づき諸活動を実施している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」【第2.1版】		遵守
会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。		遵守
◎遵守原則3-1【第2.1版】		遵守
会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。		遵守
○重点事項3-1-1【第2.1版】		遵守
会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事の独立性を確保し、監事の支援体制を整備したうえで、必要に応じて改善を行い、監視・監督機能の強化を図る。		遵守
●実施項目3-1-1		遵守状況(全体)
A1	『監事監査ガイドライン(私大連監事会議)』等を参考に、監事監査規程(必要に応じて監事監査基準)を策定する。	私学法改正に伴い新たに「学校法人西南学院監事職務等規程」を制定した。
A2	監事監査計画、監事監査調査書、監事監査報告その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。	「学校法人西南学院監事職務等規程」において監査計画、監査報告等に関する規定を定め、これを運用することで、監事監査の実効性を高めている。また、学校法人西南学院監事監査報告書(意見書)は、監事から理事長に個別に説明のうえ提出され、私立学校法及び本学院寄附行為に基づき、毎年常任理事会を経て理事会に報告される。なお、意見書のうち一部の指摘事項については、事後の計画等の回答を求められ、理事会はその回答を作成し、適宜対応することで、監査の実効性を高めている。加えて、学校法人西南学院監事監査計画書についても意見書同様、常任理事会を経て理事会に報告される。
A3	監事監査の継続性を担保及び監事の独立性を確保するために、監事全員が同時期に入れ替わらないよう監事の選任時期などを工夫する。	監事の継続性の担保については、規程等で明確に規定してはいないものの、継続性を担保するため、複数人の監事のうち1名は前回の監事が継続できるように運用上配慮している。寄附行為の規定上、監事に再任の制限は設けておらず、常勤監事についても、最大で3期の任期継続が可能である。
A4	理事会、評議員会において、監事が積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また経営に関する重要な会議等にも出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。	理事会、評議員会に監事2名、常任理事会に常勤監事1名が陪席する運用としており、法人の運営に対して適宜意見が付されている。
A5	監事監査に必要な資料の提供、説明等、監事に十分な情報提供を行う。	内部監査室は監事会を通じて、監事監査に必要な資料の提供、説明等を行っている。
A6	監事間の連携の深化を図るべく、定期的に会議を開催する。	監事2名による監事会を開催し、監事間の連携を深めている。(2025年10月末現在、6回開催)
B1	常勤監事を登用するとともに、監事監査支援体制を整備する。なお常勤監事の設置が法令で求められていない場合においては、監事を3名以上にすることで、常勤監事がある状況と同等の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。	監事2名のうち1名を常勤監事とし、内部監査室職員による業務支援を行う等、適切な監事監査支援体制が整備されている。
B2	監事が必要と認めた場合における、弁護士、公認会計士等の外部の専門家との連携体制を整備する。	監事会が必要に応じて監事以外の者にも出席を求めることができる。また、弁護士と顧問契約を結んでおり、外部の専門家との連携体制を構築している。
B3	監事監査の継続性を担保し、監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準を明確化し、監事を選任する。	監事の資格及び選任については、「学校法人西南学院寄附行為」及び「学校法人西南学院寄附行為施行細則」に規定しており、監事選考委員会を設置し、当該委員会からの推薦者について、評議員会の決議によって選任する方法をとっている。
○重点事項3-1-2【第2.1版】		遵守
会員法人は、会計情報の信頼性を担保する会計監査人機能の実質化のため、会計監査人の選任過程を明確化し工夫・改善を図る。		遵守
●実施項目3-1-2		遵守状況(全体)
A1	会計監査人の選任は、監事がその議案を決定したうえで、評議員会で行う。	監事の資格及び選任については、「学校法人西南学院寄附行為」及び「学校法人西南学院寄附行為施行細則」に規定しており、監事の決定に基づき常任理事会が推薦し、評議員会の決議によって選任する。
A2	会計監査人が有効に機能するために、理事長等及び監事と意見を交換できる場を設定する。	毎年度12月に大学を取り巻く学内外の環境や経営方針、組織の状況及び不正に対する取り組み等についての認識や評価を当監査法人が理解し、監査証明業務において当監査法人が行う監査上の判断をより適正に行うために会計監査人と理事長(事務局長同席)とのディスカッションの場を設けている。
A3	会計監査人が有効に機能するために、監事、会計監査人及び内部監査室等が協議する場を設定する。	監事、会計監査人及び内部監査室長で構成される三様監査連絡会議を年3回開催し、協議を行っている。
A4	学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務を担当する理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。	毎年度12月に大学を取り巻く学内外の環境や経営方針、組織の状況及び不正に対する取り組み等についての認識や評価を当監査法人が理解し、監査証明業務において当監査法人が行う監査上の判断をより適正に行うために会計監査人と理事長(事務局長同席)とのディスカッションの場を設けている。
◎遵守原則3-2【第2.1版】		遵守
会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長(総長を含む)の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。		遵守
○重点事項3-2-1【第2.1版】		遵守
会員法人は、理事及び学長の選任方法を開示し、学校法人の執行体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の執行体制の実質化を図る。		遵守
●実施項目3-2-1		遵守状況(全体)
A1	理事の選考手続きや推薦方法等の開示によって、理事の選解任方法の透明化を図る。	理事選解任方法については、「学校法人西南学院寄附行為」に規定し、これを公開している。
A2	法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会に対して適切に報告がなされる体制を整備する。	法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼす事項については、全て理事会にて協議・審議する体制を整備している。
A3	理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備する。	理事長及び理事の職務の執行については、主として理事会及び常任理事会で行われており、これらの会議の議事進行は法定どおり議事録によって記録している。議事録の作成や保管については、「学校法人西南学院寄附行為」に規定されている。
A4	不正又は誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、理事及び教職員の権限及び職責を明確にし、その権限及び職責の範囲において、法令及び寄附行為等を遵守して適切かつ効率的に職務を遂行する体制を整備する。	各担当者の権限及び職責については「学校法人西南学院寄附行為」「就業規則」「学校法人西南学院倫理綱領」等の関連規程において明確に規定し、各担当者が権限及び職責の範囲において、適切かつ効率的に職務を遂行していく体制を整備している。
A5	個人情報個人個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、法令を遵守した個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。	西南学院個人情報保護規程を改正し、教職員向けのガイドラインを策定しているほか個人情報保護に関する動画を作成し、教職員へ公開している。
A6	理事等が、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他の損失を発生させるリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを把握する。	学校法人西南学院コンプライアンス推進規程を制定し、適正な運営及び社会的信頼を確保することを目指している。具体的な推進活動は今後検討していく予定である。また、リスク管理委員会を設置し、リスクについて発生可能性及び影響度の両面から評価し、リスクの低減に係る対応策を検討している。検討結果はリスク報告書として委員会から理事長に報告され、適宜理事長から理事会へ報告している。
B1	理事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、理事の報酬基準の透明化を図る。	役職者の報酬については、規程化されており学院内に周知されているため透明性は担保されている。
B2	理事長の常勤化、理事長及び理事の利益相反及び責務相反規程の整備などの方法により、学校法人の執行体制の実質化を図る。	理事長を含む理事の競業及び利益相反については、理事会で審議する旨、「学校法人西南学院理事会、常任理事会及び評議員会の決裁区分に関する規程」に規定し、同規程に従い運営している。
B3	理事選任機関に理事以外のものを含めるなど構成・員数を工夫することによって、理事会及び理事からの中立性を確保する。	理事の選任については、「学校法人西南学院寄附行為施行細則」に規定しており、選考委員会に理事以外の者を含める工夫がなされている。
B4	理事の再任、重任にあたっては、ガバナンス体制の機能不全が発生していないかを評議員会・理事選任機関等でそれぞれ点検したうえで行う。	「学校法人西南学院寄附行為」において、理事選任機関が理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならないこと、及び理事選任機関は、評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならないことを規定し、同規程に従って運営されている。
B5	学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。	学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象については、各委員会や会議体等における十分な議論を踏まえた上で、理事会で審議する体制が整備されている。
B6	職務を特定の者に一身専断的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる事態が生じないよう、職務を複数の者の間で適切に分担又は分離できるように、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。	「学校法人西南学院理事会、常任理事会及び評議員会の決裁区分に関する規程」「西南学院本部・大学役職者等の決裁事項に関する規程」により、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定めている。

○重点事項3-2-2【第2.1版】		遵守
会員法人は、監事の選任過程の明確化、評議員の選任方法を開示し、学校法人の監視・監督体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の監視・監督体制の実質化を図る。		
●実施項目3-2-2		遵守状況(全体)
A1	監事の選解任過程については、法令で定められた選任機関や決議要件のみならず、その具体的な手続き等を明確化することによって、透明化を図る。	監事の選解任過程については、「学校法人西南学院寄附行為」及び「学校法人西南学院寄附行為施行細則」に定めている。
A2	評議員の選解任方法の開示によって、透明化を図る。	評議員会の選解任過程については、「学校法人西南学院寄附行為」及び「学校法人西南学院寄附行為施行細則」に定めている。「学校法人西南学院寄附行為」についてはホームページで外部公開しており透明化が図られている。
A3	評議員会が法人の運営に関し、理事会に対し適切に意見ができる仕組を整備する。	「学校法人西南学院寄附行為」により、評議員会が法人の運営に関し、理事会に対し適切に意見ができる仕組が構築されている。また、ビジョン及び中長期計画や単年度の事業計画、予算等の法人の運営に関する事項については、評議員会に諮問し、意見を聴かなければならないという仕組みをとっている。
A4	相互けん制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。	監事、会計監査人及び内部監査室長で構成される三様監査連絡会議を年3回開催している。
A5	会員法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程に反する事項を発見したときに、直ちに理事長等及び監事に対して報告がなされる体制を整備する。	「学校法人西南学院監事職務等規程」を制定し、法令、学内規程に反する事項等を発見したときは直ちに理事長、監事等に報告する旨を定めた。また、内部通報制度として、「学校法人西南学院における公益通報者の保護等に関する規程」を改正し、総務部長及び外部窓口は公益通報を受けた場合、理事長、監事等に報告しなければならない旨を定め、報告体制の整備を行っている。
B1	監事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、監事の報酬基準の透明化を図る。	監事の報酬については、評議員会で諮問事項として評議員の意見を聴き、妥当性を判断したうえで理事会で審議され、「西南学院役員及び評議員の報酬に関する規程」に規定しホームページで外部公開している。
B2	監事は、評議員及び評議員会と定期的に意見を交換し、有効な監視・監督体制の整備する。	評議員会に監事2名が陪席する運用としており、評議員会において適宜意見交換している。
B3	評議員の報酬基準の妥当性に関する説明を行うなどによって、評議員の報酬基準の透明化を図る。	評議員の報酬については、評議員会で諮問事項として評議員の意見を聴き、妥当性を判断したうえで理事会で審議され、「西南学院役員及び評議員の報酬に関する規程」に規定しホームページで外部公開している。
B4	法令及び寄附行為等の遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、評議員に対してすみやかに報告がなされる体制を整備する。	「学校法人西南学院寄附行為」において、監事の職務として規定されている他、評議員会の審議事項としても規定されている。
○重点事項3-2-3【第2.1版】		遵守
会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制を確立し、必要に応じて改善を行い、内部統制の実質化を図る。		
●実施項目3-2-3		遵守状況(全体)
A1	内部監査室等を設置するなど、内部チェック機能を高める。	理事長のもとに内部監査室を設置している。
A2	コンプライアンス規程・法令遵守マニュアル等を通じて、教職員に対するリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。	理事長をコンプライアンス推進統括責任者とし、各学校・園・事務局にもコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進責任者を置き、構成員が、法令及び本法人が定める諸規程等を遵守するとともに、高い社会的良識及び社会的倫理を持つよう規程を制定した。教育・研修に関しては、コンプライアンスの一環として、SD研修において、ハラスメント防止、個人情報保護、情報倫理に関するオンデマンド研修を実施している。加えて、情報倫理に関しては、採用時に情報倫理研修の受講を義務付けている。受講期限までに受講していない教職員については、督促を行っており、全員が受講を完了させていることを確認している。
A3	『内部統制システム整備の基本方針』に基づき、内部統制に関する諸規程を整備し、内部統制の運営、確認及び改善のサイクルを構築する。	関連諸規程について、既存の規程は改正し、必要な規程は制定する等、規程の整備は完了している。今後、適切に整備・運用されているかについて、理事会において定期的に確認・評価していく予定である。
A4	理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。	顧問弁護士を設置や外部機関への相談等、コンプライアンスの体制を整備している。
B1	組織内の適切な内部けん制体制を整備し、より不正及び誤謬が発生しないようにする。	内部統制システム整備の基本方針を理事会において定め、同方針に従い関連諸規程を整備している。
B2	内部統制システムに関する点検を定期的に行う。	監事監査及び内部監査において、内部統制システムに関する点検を定期的に行っている。
○重点事項3-2-4【第2.1版】		遵守
会員法人は、ガバナンス体制が機能不全に陥っていないかを把握するために、有効な内部通報制度を確立し、必要に応じて改善を行い、運用体制の開示を含め、内部通報の実質化を図る。		
●実施項目3-2-4		遵守状況(全体)
A1	教職員等が違法又は不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、(内閣府告示第118号「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和3年8月20日)等を参考に)部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	学校法人西南学院における公益通報者の保護等に関する規程により対応している。
A2	公益通報を行った教職員等が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための仕組を整備する。	本学の学校法人西南学院における公益通報者の保護等に関する規程により対応している。
B1	公益通報窓口を法人内に設置するだけでなく、法人外にも設置し、公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	本学の学校法人西南学院における公益通報者の保護等に関する規程により対応している。
B2	ガバナンス体制の機能不全等が発生していると判断した場合、理事、理事会及び監事は、「遵守状況報告書」の遵守状況をすみやかに、「意見不表明」に変更し、変更後、最初の評議員会等でこれを報告する。	ガバナンスコードの手順に従って速やかに対応する体制が整備されている。
◎遵守原則3-3【第2.1版】		遵守
会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開す		
○重点事項3-3-1【第2.1版】		遵守
会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度を整備し、必要に応じて改善を行い、情報公開の充実を図る。		
●実施項目3-3-1		遵守状況(全体)
A1	いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように公表又は開示するかなどを規定した情報公開基準又はガイドライン等の諸規程を整備する。	情報公開については、大学のホームページでも公開している「学校法人西南学院寄附行為」をはじめ、諸規程で個別に定めており、大学ホームページの情報公開ページの掲載内容について、法令遵守の観点での確認体制を整備するなどして、法令に従った情報公開を行っている。ただし、情報公開基準又はガイドライン等の諸規程の整備には至っていない。
A2	公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、公表又は開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時・正確に公表又は開示することのできる体制又はシステムを整備する。	法令等の定めに沿って公開すべき情報については、毎年度課長会議を通じて各部署に公表内容の確認および更新依頼を行い、ホームページ等にて開示する体制を整備している。
A3	法令に定められた寄附行為の内容及び財務書類並びに中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じて、その進捗状況、認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果、学外からの評価結果並びに当該学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報等について、インターネット等を通じて公表する。	西南学院ホームページや西南学院大学ホームページにて、事業報告書、決算書、認証評価結果、東北学院大学との相互評価結果、設置計画履行状況等調査結果等の学外からの評価結果等を公表している。事業報告書には、事業計画の各計画内容に対する当年度の実施状況や各アクションプランの進行状況及び達成状況を掲載している。
A4	内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により、インターネット等を通じて公表する。	内部統制(監査)の仕組みについて、大学ホームページ上で公開している。また、内部統制システムの実施状況について、2025年度の事業報告書に記載し、大学ホームページ上で公開する予定である。
B1	公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。	学院ホームページおよび大学ホームページで公開する情報については、問合せ先を明示しており、外部からの意見を徴収できるようにしている。外部から意見等があった場合は、所管部署を中心に関係部署と連携し対応することとしている。

○重点事項3-3-2【第2.1版】 会員法人は、情報公開するにあたり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。		遵守
●実施項目3-3-2		遵守状況(全体)
A1	公開する情報の包括性、体系的、継続性、一貫性及び更新性に留意する。	ホームページでは大学に係る情報を網羅して公開しており、関連する項目ごとに整理し、体系化して閲覧できるようにしている。加えて、毎年度、担当部署により各項目の情報更新の必要性を確認しており、継続性及び一貫性を持った表現を行うよう留意している。
A2	公開した情報へのアクセシビリティの向上を図る。	大学TOPページの「西南学院大学について」に「情報公開」のページを設けており、容易に情報にアクセスできるよう留意している。さらに、TOPページの検索ウィンドウからも各種公開情報の検索が容易にできるよう配慮しており、アクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図っている。
A3	情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。	事業報告書の財務関連ページには、各種財務書類上の数値の説明だけでなく、グラフで経年比較等も掲載し、分かりやすい説明を行うよう留意している。また、大学の情報を掲載したFACTBOOKを「情報公開」のページに公開しており、大学内の様々な情報をグラフ及び図表を用いて掲載し、閲覧者が理解しやすいように公開している。
A4	学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該学校法人に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公表する。	大学のホームページで毎年度公開している決算書の注記事項として、学院に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報として公開している。
B1	webサイト等で情報を公開する部署とは別に、公開した情報をチェックする部署を設けるなどの方法により、公開した情報の客観的なチェック体制を構築する。	広報課が全学的な広報支援および情報公開を統括しており、各部署の情報発信における客観的なチェック体制を整備している。具体的には、大学トップページへの掲載内容について、広報課が内容や表現を確認したうえで、関係部署と調整を行い公開している。また、外部メディアやSNS等に関する情報流通状況については、リスニングツールを活用し広報課で監視している。
B2	大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。	情報公開においては、大学関係者以外のステークホルダーも想定し、大学業界特有の用語には注釈をつけるなど工夫している。
基本原則「4. 継続性の確保」【第2.1版】 会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。		遵守
◎遵守原則4-1【第2.1版】 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにす		遵守
○重点事項4-1【第2.1版】 会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、外部人材も有効に活用し、理事会及び監事、評議員会等の機能の実質化を図る。 ※私立学校法第38条第6項を踏まえ、役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかったとき、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。		遵守
●実施項目4-1		遵守状況(全体)
A1	理事会、評議員会の開催にあたり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。	資料の事前配付を実施し、ペーパーレス化も推進している。加えて、欠席時にも意見を述べる事ができるように欠席届の提出を求め、構成員から意見を引き出す仕組みを整備している。
A2	理事、評議員の定数は学校法人の規模を及び実質的な議論ができることを考慮した数とする。	理事、評議員の定数は、法人の規模を踏まえた構成としている。
A3	ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。	西南学院ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン推進委員会規程にて各学校の取り組みの共有など全体的な推進の役割を担っている。
A4	ガバナンスが有効に機能するように、会員法人内外の人材のバランスを考慮しつつ、理事及び評議員に外部人材を登用する。	牧師系列理事、卒業生及び教育に理解ある者系列理事等を置くなどして、外部人材が参画できる体制を敷いている。
A5	評議員の選任に際し、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、学校法人の規模や特性に応じて、多様な構成とする。	牧師系列評議員、卒業生及び教育に理解ある者系列評議員等を置くなどして、外部人材が参画できる体制を敷いている。
A6	外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。	理事・評議員ともに学院内部者・外部者の隔てなく情報提供がなされており、会議に欠席する際には欠席届と合わせて議案に対して意見を述べる事ができるようにしている。
A7	理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	理事、監事及び評議員に対して、就任時にオリエンテーション（財政・教学改革・中長期計画・学校法人のガバナンス等）を行っている。また、監事には、文部科学省、日本私立大学連盟等が主催の研修会や、本学内部監査室が主催の研修会について、適宜情報提供を行っており、参加実績もある。
B1	理事及び評議員が過去の議事内容が確認できるなどによって、会議体において十分な議論が行えるよう支援する体制又は仕組みを整備する。	理事及び評議員が、会議資料や議事録などを適宜閲覧できるサイトを構築している。
B2	政策を策定、管理する責任者（常務理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。	常任理事が会議資料や議事録、事業計画書、事業報告書等の経営に関する情報を、適宜閲覧できるサイトを構築している。
B3	経営情報を正確かつ迅速に教職員等の構成員に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。	会議の結果について事務局の課長会議で報告するとともに、グループウェアで共有しており、経営に関する情報（事業計画書、事業報告書等）もグループウェアやポータルサイト上で閲覧できるようにしている。
◎遵守原則4-2【第2.1版】 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。		遵守
○重点事項4-2-1【第2.1版】 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現できることを説明するために、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成し、監事及び会計監査人の監査結果とともに、財政及び経営の状況について広く社会に存在する		遵守
●実施項目4-2-1		遵守状況(全体)
A1	とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を開示する。	毎年度6月に教職員向けに大学決算説明の動画配信を行い、情報を公開している。
A2	学校法人の「学校法人の継続法人の前提（日本公認会計士協会「学校法人の継続法人の前提に関するQ&A」参照）」に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応に関する情報を理解容易性、明瞭性に留意して開示する。	継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象はないが、仮に存在する場合には財務諸表に注記し公開する。
A3	中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。	毎年度、評議員会で事業計画及び事業報告の説明を行う事で、中長期計画の進捗状況や経営上の課題や成果を共有しており、評議員からは意見を聴取することで経営改革を推進している。
○重点事項4-2-2【第2.1版】 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。		遵守
●実施項目4-2-2		遵守状況(全体)
A1	財政運営に関する基本方針を定め、財政基盤の安定化および強化を図る。	後期事業計画として「安定した財政基盤の構築」を掲げ財政基盤の安定化および強化を図っている。
A2	補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。	2022年度から経常費補助金獲得に向けて関係部署で課題を取りまとめ、教学マネジメント委員会において改善のための協議を行っているが、補助金獲得に向けた円滑な事業運営のための体制整備の検討は行っていない。当該体制の整備については、教育推進課や教学マネジメント委員会単体ではなく、全学的な観点からの検討が必要と考えられる。なお、学術研究所事務室では、外部助成金に関する情報を、掲示等を用いて教員に案内している。

A3	社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。	「自治体・企業との連携協定の締結」「企業とのPBLの実施」等の各種連携に関する推進体制の整備や、2024年の「西南学院大学学外機関との受託研究及び共同研究規程」の制定によって、各機関との体制整備を行っている。また、企業、地域、大学、高校といった多岐に亘る外部機関と協働した教育の機会を設けることができるよう、教育推進プログラムを設けている。大学間連携としては、社会連携課が主管部署となる福岡未来創造プラットフォームにおいて、地域人材育成分科会に参画し、当該分科会で定めた事業計画に沿って他大学との共同教育プログラムの実施を行っている。加えて、これまでに成蹊大学、東京外国語大学、國學院大学との包括連携協定を締結している。また、東北学院大学とは、2018年11月に「相互評価に関する協定」を締結し、2019年度から相互評価を実施しているほか、2023年3月には「内部質保証のための共同IRに関する協定」を締結している。高大連携については、主管部署である社会連携課が、高校現場と日常的に接点がある入試課の協力のもと実行している。企画課では、学院内教育連携検討委員会を定期的に開催し、大学と西南学院高校の教育連携について状況を把握するとともに、必要に応じて連携を支援している。さらに、入試課では出張講義を担当しており、積極的に派遣する方針で対応している。2024年度においては45件の出張講義を実施した（探究学習の授業におけるレクチャーや評価担当者としての派遣も含む）。
A4	リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。	資産の有効活用を行うために西南学院資金運用に関する内規等を定め、元本割れリスクをできるだけ抑え、堅実な運用を基本に資金運用委員会において運用方針を定め資産運用を行っている。
B1	寄附行為で定めた収益事業について、財政基盤の安定化及び強化につながるようにする。	寄附行為で定める収益事業は行っていないが、私立学校法上の収益事業に定める範囲内で行っている。
B2	「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。	本学では、寄附募集事業を行う部署を設置していることに加え、現在、学院の経営層及び主要役職者を構成員とした、寄附金獲得に係る推進体制を策定中である。
B3	理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。	本学では、寄附募集事業を行う部署を設置し、募金事業に取り組んでいる。加えて、新たな募金事業を開始する際には、教職員を含めた関係者を対象として募金趣意書を作成・配布し、寄附募集に係る意識と理解の深化を図っている。現在、学院の経営層及び主要役職者を構成員とした、寄附金獲得に係る推進体制を策定中である。本推進体制及び活動を通じて、さらに、学院トップ層の募金の重要性の認識を共有したうえで連携を図り、財政基盤の安定化及び強化を図る。
B4	「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来（機能別分化、個性化、多様化やグローバル化）に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。	「西南学院大学サポーターズ募金」趣意書にて、寄附者の意向に沿った目的に使用するために使途を指定できるようにしている。
B5	補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有（学内広報）、研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進するための体制を整備する。	文部科学省科学研究費補助金の獲得支援や管理事務を行う体制を整え、申請案内の情報提供や外部URA組織を活用した申請書の添削支援等を行っている。また、その他の外部資金についても、別に担当者を定め、適宜申請案内の情報提供や管理事務を行っている。その他、経常費補助金獲得に向けて「教育の質に係る客観的指標」の要件を満たしていない項目について、対応主管部署を設定し、関係部署協議を行っている。また、教育改善に関する補助金については、要件等に係る情報収集や教学マネジメント委員会での情報共有は行っているが、外部資金に係る情報収集等を推進するための体制整備の検討は行っていない。当該体制の整備については、教育推進課や教学マネジメント委員会単体ではなく、全学的な観点からの検討が必要と考えられる。加えて、パートナーシップ・プログラムにより研究シーズの把握を行っている。
B6	教育・研究を目的としたクラウドファンディングの実施、卒業生が提供する商品・サービスを返礼品とした寄附金募集など、多様な寄附金の募集方法に取り組む。	多種多様な寄附金の募集方法を踏まえた、寄附金獲得政策を策定中である。（2026年度から実施予定）

○重点事項4-2-3【第2.1版】

会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、必要に応じて運用体制を見直し、有効な危機管理体制を拡充する。

**遵守**

●実施項目4-2-3		遵守状況(全体)
A1	危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備し、当該システム及び体制が有効に機能するかを定期的に検証し、改善に努める。	大学危機管理委員会を危機管理全般へ対処する体制として整備している他、事象に応じて火災及び災害に対し、西南学院大学防火・防災対策委員会、薬物乱用防止対策に対し、薬物問題等対策委員会を設置している。また、様々な経営リスクを未然に防ぐ防止するため、「学校法人西南学院リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会を設置している。委員会では、1年ごとにリスクの低減に係る対応策を検討し、リスク報告書として理事長に報告している。
A2	管理運営上、不適切な事象が生じた際には、すみやかな情報公開と再発防止が図られる体制を整備する。	西南学院危機管理規程及び各学校に危機管理規程を制定しており、不適切事象が生じた際には、速やかに執行部への情報共有を行うとともに、規程に基づいて危機管理委員会を招集し、公表と再発防止を図る体制を整備している。
A3	危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応ができる体制を整備する。	マニュアル等により、危機管理委員会で対応する体制が整備されている。初動体制の脆弱さや参集基準がないことが課題であるため、現在改善策を検討中である。
A4	情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	情報システムへの新規のアクセス権限の発行は、アクセス権限を必要とする部署の事務責任者と情報システム課の事務責任者の双方の承認が得られた場合に行っている。
A5	情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。	今年度、情報セキュリティポリシーの策定に向けて作業部会を設置し、設置された作業部会で検討した案をもとに情報セキュリティ体制を策定した。今年度中に、情報セキュリティポリシー(基本方針・規程)や対策基準、情報取扱規程についても検討する予定となっている。また、西南学院個人情報保護規程を改正し、教職員向けのガイドラインを策定している。
A6	ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	西南学院ハラスメント防止・対策に関する規程・ガイドラインに則り、動画による啓蒙活動を行うなどの活動を行っている。
B1	重要なリスクについては理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。	リスク管理委員会から理事長へ報告されたリスク報告書について、理事長が理事会へ報告している。また、理事長をコンプライアンス推進統括責任者とし、各学校・園・事務局にもコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進責任者を置き、構成員が、法令及び本法人が定める諸規程等を遵守するとともに、高い社会的良識及び社会的倫理を持つよう規程を制定している。
B2	危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修・訓練等を実施する。	危機発生時には、学校法人西南学院危機管理基本マニュアル及び西南学院大学危機管理規程、西南学院大学防火・防災管理規程に従い対処する。また、各教室に避難マニュアルを設置し、教職員及び学生にも周知している。緊急時対応マニュアル等の中で広報対応についても定められており、学内で広く共有がなされている。加えて、西南学院大学防火・防災管理規程に基づいた避難訓練を年1回実施している。